

窓口	戸籍住民課（1階）		（連絡先 054-221-1061）
⑩	転出届の提出 ※転出予定日の約2週間前から届出ができます。	【届出人】 住民異動した本人（15歳以上） 転出前住所の世帯主または同一世帯員 法定代理人または任意代理人 親権者（異動した人が、15歳未満のとき） 【持ち物】 ☐ 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） ☐ 委任状（任意代理人の場合、委任者本人が記載した委任状が必要になります。） ☐ 成年後見人の登記事項証明書等（法定代理人の場合、その資格がわかるもの）	
【その他】 ●転出証明書について 転出先の市区町村へ提出してください。 ※住民基本台帳カードやマイナンバーカードによる転出届をした方は交付されません。			
●マイナンバーカードの交付を受けている方の国外転出について ※マイナンバーカードの交付を受けている方が国外転出の届出をする場合、転出する方のマイナンバーカードを必ずお持ちください。国外転出日（異動日）前日までに、マイナンバーカードの継続利用手続きを行うことで、引き続き国外でマイナンバーカードを利用することが可能となります。 ※マイナンバーカードの国外転出継続利用手続きは、本人・同一世帯員及び法定代理人による手続きが可能です。 ※署名用電子証明書は国外転出日（異動日）をもって失効しますが、継続利用手続き後に新しい署名用電子証明書を発行することが可能です。なお、国外転出に伴う電子証明書の発行手続きを同一世帯員及び法定代理人が行う場合は委任状等が必要となります。詳しくはお問い合わせください。			
●マイナンバーカード申請中の方について マイナンバーカード申請中の方は、静岡市での交付が取り止めになります。 転入先市区町村で改めて申請してください。			
●公立小・中学校の児童生徒が転出する場合 戸籍住民課で交付された「転出証明書（住民基本台帳カードやマイナンバーカードによる転出届をされた方は転出届の写し）」を今まで通学していた学校に見せ、在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください。（春休み、夏休み等でも交付します。月～金曜日） ※「転出証明書」は転入届出の際に使用しますので必ず返してもらってください。			
●パスポートの住所に変更がある場合 緊急連絡先（パスポート最終ページ）をご自分で訂正してください。 ※顔写真掲載ページの内容に変更がある場合は、転入先市区町村の窓口での手続きが必要です。			

窓口	葵区選挙管理委員会事務局（1階）		（連絡先 054-221-1222）
③	【国外転出】 在外選挙人名簿への登録を申請する場合 ※転出届出日から転出予定日までの間に申請できます。	【届出人】 本人 【持ち物】 ☐ 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） ☐ 委任状（本人が記載した申出書及び代理人の本人確認書類が必要になります。） 詳しくは葵区選挙管理委員会までお問い合わせください。	

窓口	保険年金課（1階）1/2		保険第1・第2係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065
⑦ ⑧	国民健康保険の加入者が転出する場合	戸籍住民課に転出届を提出することにより、静岡市国民健康保険からの脱退となります。 戸籍住民課での手続き後、保険年金課で説明を行います。 【持ち物】 ☐ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど） ☐ 転出する者の国民健康保険証またはお持ちの方は資格確認書 ※世帯主が転出する場合、加入者全員の国民健康保険証またはお持ちの方は資格確認書を持参してください。（世帯主名を変更します。） ☐ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証等（お持ちの方） ☐ 委任状（代理人の場合、本人が記載した委任状が必要になります。）	
⑨	後期高齢者医療制度の加入者が転出する場合	戸籍住民課に転出届を提出することにより、保険者が変更となります。 戸籍住民課での手続き後、保険年金課で説明を行います。 【持ち物】 ☐ 後期高齢者医療被保険者証またはお持ちの方は資格確認書 ※「負担区分等証明書」を発行しますので転出先へ提出してください。	
⑥	〔在外任意加入〕 日本人の海外転出者が国民年金の任意加入を希望する場合	【持ち物】 ☐ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書）またはマイナンバーがわかるもの ☐ 本人確認書類（運転免許証など） ☐ 委任状（代理人の場合） 詳しくは保険年金課国民年金係（6番窓口）までお問い合わせください。	
（注）保険年金課に関する手続きは上記の他、次ページも確認してください。			

保険年金課（１階）２／２		保険第１・第２係 ０５４-２２１-１０７０ 国民年金係 ０５４-２２１-１０６５
【年金加入者】 ●国民年金の加入者（自営業者や学生などの第１号被保険者）が転出した場合	国民年金の加入者（自営業者や学生などの第１号被保険者）が転出する場合、転出先の市区町村で転入手続きを行うことにより、国民年金の住所が変更されます。 また、国民年金保険料の納付書は、引き続き使用できます。 なお、海外に転出したときは国民年金の資格を喪失します。任意加入を希望される方は〔在外任意加入〕欄を参照してください。	
【年金受給者】 ●老齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者が転出した場合 ●６０歳以上で年金受給者以外の方が転出した場合	年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と、不要な方がいます。基礎年金番号をご用意の上ねんきんダイヤルにお問い合わせください。 ねんきんダイヤル ０５７０-０５-１１６５ （０５０から始まる電話からは、０３-６７００-１１６５） ※共済年金や、企業年金を受給されている方は、各機関にお問い合わせください。	

窓口	市民税課（２階）	市 税 証 明 係 ０５４-２２１-１０３２ 軽 自 ・ 諸 税 係 ０５４-２２１-１２１８
②③	静岡市に住民登録があった時の課税(所得)証明が必要になった場合	郵便により請求していただくこともできます。詳しくは、静岡市ホームページをご覧ください。
②④	原動機付自転車（１２５ｃｃまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が転出する場合または、市外の他の人に譲る場合（廃車）	☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書（残っている場合） ☐ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） } 窓口での手続きの際の持ち物 ※郵便でも受付しています。静岡市ホームページをご覧ください。
【その他】原動機付自転車（１２５ｃｃまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問い合わせについては下記をお願いします。		
バイク（１２５ｃｃ超～）と普通自動車 静岡運輸支局検査登録担当 （０５０-５５４０-２０５０） 軽三輪・軽四輪車（６６０ｃｃまで） 軽自動車検査協会静岡事務所 （０５０-３８１６-１７７６）		

窓口	固定資産税課（２階）	土地第１係 土地第２係 ０５４-２２１-１０４６・１５４６ 家屋第１係 家屋第２係 ０５４-２２１-１０４７・１５４７ 償却資産係 ０５４-２２１-１０４８
②⑥	「静岡市に土地・家屋・償却資産を所有している人」が国外へ転出する場合	窓口へお越しいただくか又はご連絡ください。

窓口	子育て支援課（２階）	給付係 ０５４-２２１-１０９３ 入園係 ０５４-２２１-１０９５
④	児童手当の受給者が転出する場合	【届出人】 受給者 ・給付係へ届け出てください。持ち物はありません。 【備 考】 ・転出先での申請で、単身赴任等児童と市外別居の場合、児童のマイナンバー等が必要となる場合があるため、転出先の自治体へ確認してください。
	児童手当の受給者が海外に転出する場合	※新たに受給できる場合または受給者の変更が必要になる場合がありますので、子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	児童手当の対象児童、算定対象者（１８歳以上２２歳以下の子）が転出する場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 児童等が転出し、引き続き受給者が監護養育（監護相当・生計費の負担を）する場合は、児童のマイナンバーの記載と次の書類が必要となる場合があります。 ☐ 窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等） ☐ 代理人が届出をする場合、受給者が記載した委任状（委任状の書式は静岡市HPからダウンロードできます。）
	児童扶養手当の受給者・受給対象児童が転出する場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐ 児童扶養手当証書
	ひとり親家庭等医療費助成金の受給者・対象児童が転出する場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐ ひとり親家庭等医療費助成金受給者証
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人・連帯借受人・連帯保証人が転出する場合	【届出人】 本人 【備 考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。
	子ども医療費受給者証を持っている子どもが転出する場合	「子ども医療費受給者証」を返却してください。（郵送可・代理人可） ※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。
	⑤ こども園・保育園等に通園(申込)している児童・父母・同居家族が転出する場合	【届出人】 保護者 【持ち物】 ☐ 支給認定証 ・静岡市で利用していた（利用している）園に、転出する旨の連絡をしてください。 ・園児が転出する場合は退園届を、家族が転出する場合は変更届を提出してください。 ・転出先の自治体でも利用申請等の手続きをしてください。

窓口 高齢介護課（２階）		介護保険第１、第２係 ０５４-２２１-１１８０
⑩	要介護(要支援)認定を受けている人が転出する場合 (申請中の方を含む)	☐ 戸籍住民課での住民異動届（転出届）の写し又は転出証明書 ☐ 介護保険被保険者証（窓口にお持ちいただかなくても手続きできます） ☐ 負担割合証・負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（お持ちの方のみ）
⑪	外国人高齢者福祉手当を受けている人が転出する場合	手続きが必要です。【高齢者福祉課 高齢者支援係 ０５４-２２１-１２０１】へご連絡ください。

窓口 障害者支援課（２階）		６番 ０５４-２２１-１０９９ ７・８番 ０５４-２２１-１５８９
⑥	身体障害者手帳をお持ちの方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	療育手帳をお持ちの方が転出する場合	【届出人】本人、家族、親族
		☐ 療育手帳 ☐ タクシー券（支給を受けている場合に限り） ☐ 紙おむつ券（支給を受けている場合に限り）
		【持ち物】
	特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受けている方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	心身障害者扶養共済制度に加入している方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
⑦	重度心身障害者医療費助成金受給者証(身体・知的)をお持ちの方が転出する場合	【届出人】本人、家族、親族 【持ち物】受給者証（精神障害者分は除く）
	自立支援医療（更生医療）を受けている方が転出した場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	障害福祉サービスを受けている方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 ※障害支援区分認定証明書が必要な方（転出先でサービスの利用がすぐに必要な方）はご相談ください。
⑧	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が転出した場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	自立支援医療（精神通院）を受けている方が転出した場合	
	重度心身障害者医療費助成金受給者証(精神)をお持ちの方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。

窓口 お客様サービス課（２階） (水道・下水道)		上下水道お客様サービスセンター ０５４-２５１-１１３２
⑳	水道・下水道のご使用を止める とき 井戸水をご使用で公共下水道 に排水している世帯に人数の 変更があるとき	・電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 ・連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 ０５４-２５１-１１３２】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 ・水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554 

静岡市まちづくり公社（市営住宅）（３階）		０５４-２２１-１２５３
市営住宅入居世帯全員が転出する場合	退去する１５日前までに、返還届を提出してください。（用紙は３階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 ☐ 名義人の口座番号のわかるもの ☐ 転出先の住所と電話番号	
市営住宅の名義人が転出する場合	３階静岡市まちづくり公社へお問い合わせください。	
同居人が転出する場合	戸籍住民課で転出届出後、異動届を提出してください。（用紙は３階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 ☐ 全員が記載されている住民票（転出者に×印のついているもの、続柄・本籍記載）	

住宅政策課（県営安倍口団地）（５階）		管理係 ０５４-２２１-１１３２ 収納係 ０５４-２２１-１２８９
県営安倍口団地入居世帯全員が転出する場合	県営安倍口団地汚水処理場使用連絡票を提出してください。 ※その他必要な手続きについては、静岡県住宅供給公社（０５４-２５５-４８２４）へお問い合わせください。	
	【届出人】	本人又は家族（電話でも可）
	【持ち物】	☐ 県営安倍口団地汚水処理場使用連絡票
	【備考】	・用紙は住宅政策課にあります。 ・県営安倍口団地汚水処理場使用連絡票申込用 QR からもお申し込み できます。 

廃棄物対策課（１３階）		浄化槽推進係 054-221-1264
し尿くみ取りが廃止になる場合または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合	【届出人】 本人又は家族（電話でも可）	
市民自治推進課（１５階）		自治活動支援係 054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が転出する場合	転出先の市町村役場で手続きをしてください。	
戸籍管理課（１５階）		霊園・斎場係 054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園利用者（名義人）が転出する場合 ※届出後、戸籍管理課へお越しください。市営墓地利用者住所変更届出書をお渡しします。	【持ち物】 ☐ 市営墓地利用者住所変更届出書 ☐ 転出先の新住民票 ☐ 市営墓地利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所４階地域総務課での手続きとなります。	
市営納骨堂利用者が転出する場合 ※届出後、戸籍管理課へお越しください。納骨堂利用者住所変更届出書をお渡しします。	【持ち物】 ☐ 納骨堂利用者住所変更届出書 ☐ 転出先の新住民票 ☐ 納骨堂利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。	

庁 舎 外

門屋浄水場内 中山間地水道課		簡易水道施設係 054-207-9470 （葵区門屋 99 門屋浄水場）
市営簡易水道の使用を止めるとき 対象地区：井川、日向、坂ノ上	【届出人】 本人又は家族（電話でも可）	
動物愛護センター	静岡市葵区産女953番地	動物愛護第1係（葵区・駿河区） 054-278-6409
	静岡市清水区役所2階	動物愛護第2係（清水区） 054-354-2403
	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号	蒲原支所地域振興係（清水区蒲原） 054-385-7730
犬の飼い主として登録してある人が転出する場合	転出先の市町村役場に届出をしてください（マイクロチップが装着された犬の場合は、事前にお電話等で転出先の市町村役場にお問い合わせください）。	

市立図書館各館	
図書館カードの交付を受けている人が転出する場合 ※市外局番（054）	【届出人】 本人又は家族
	【連絡先】 中 央 図 書 館 247-6711 北 部 図 書 館 653-1817 御 幸 町 図 書 館 251-1868 麻 機 分 館 248-5035 藁 科 図 書 館 278-4100 美 和 分 館 296-6501 南 部 図 書 館 288-2151 清水中央 図 書 館 354-1331 西 奈 図 書 館 265-2556 清水興津 図 書 館 360-4311 長 田 図 書 館 259-7878 蒲 原 図 書 館 388-3456

保健所 保健所総務課		疾病対策係 054-249-3177
特定医療（指定難病）受給者が転出する場合	【届出人】 本人または家族 【備 考】 転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。	
小児慢性特定疾病医療受給者、自立支援医療（育成医療）受給者、未熟児養育医療受給者が転出する場合	【届出人】 本人または家族 【備 考】 転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。	
被爆者健康手帳を持っている人が転出する場合	転出日から30日以内に転出先の保健所に届け出てください。	

保健所 感染症対策課		予防接種係 054-249-3173
予防接種シールの発行を受けた方が転出する場合	・静岡市の予防接種シールは転出後は使用できないため、破棄して下さい。 ・転出後の接種については、転出先の自治体で手続きをしてください。	